アメリカにおけるデュアル・クラス・シェア (DCS)・ストラクチャについて 佐賀

はじめに

関連(ICT)企業における利用が増加している。 いる。一九八〇年代には究極の買収防衛策として利用されることが多かったが、ここ数年の特徴はテクノロジー アメリカの株式会社におけるデュアル・クラス・シェア (DCS)・ストラクチャの利用は長い歴史を持って(1)

ガバナンス(CG)の強化といったイデオロギーの広範な受容を考える時、 の保護を強化する傾向が強まっている中で、一般株主の株主権を弱化させることになるDCSストラクチャが増 このような動向は、 一九八〇年代以降、 企業経営をめぐる企業価値経営、 一見、奇妙な印象を与える。株主権 株主価値の最大化、 コーポレート

加していることは一種のパズルといえよう。 以下では、この問題を解く手がかりとして、DCSをめぐる議論と立法史を踏まえ、ICT企業においてDC

Sの採用が急増している理由について検討する。また、DCSはコーポレート・ガバナンス(CG)のあり方に

も重要な影響を及ぼすため、機関投資家を中心に強い反対論が展開されている。その内容についても紹介、

1 DCSをめぐる動向と立法史

を禁止したことが画期である。ただし、有名な例外として一九五六年にデュアル・クラスの資本構造であった Silver Co.)であるが(一九〇二年まで議決権がなく、その後、二株毎に一票を付与)、この問題のその後の展開 との関連では、一九二五年にニューヨーク証券取引所(NYSE)が当時、世界第三位の自動車製造会社であっ common stock) フォード・モーター DCSストラクチャを採用したことに対して投資家から強い抗議が巻き起こり、一九四○年に無議決権株の上場 たドッジ・ブラザーズ(Dodge Brothers, Inc.)による無議決権株の発行を認め、その後いくつかの上場企業が の最初の二〇年間に議決権を持たない株式の発行が増え始め、この傾向は逆転する。無議決権株(nonvoting るまでは、株数に関係なく一人の株主に一票を付与したり、大株主に議決権を制限するといったことが行われて いた。一九〇〇年までにはアメリカの株式会社の多数が「一株一票」制度を採用するようになったが、二〇世紀 アメリカでは、一八五二年にメリーランド州の会社法が「一株一票」('one share-one vote') の基準を採用す の最も初期の発行例は一八九八年のインターナショナル・シルバー・カンパニー (Ford Motor Co.)の上場は認めたものの、NYSEのこのスタンスは一九八〇年代中頃ま (International

発になったために、買収防衛策としてDCSストラクチャを採用する企業が増えたことである。また、 YSEも方針の変更を余儀なくされた。現在では大手ICT企業の多くがNasdagへの上場を選択し、失地 対してより柔軟な態度を採っていたアメリカン証券取引所(AMEX)やNASDAQシステムとの競争上、N れることはなかった。この問題が再び広く関心を持たれるきっかけは、一九八〇年代になって敵対的な買収が活 九二九年以降の大不況により証券市場の低迷が続いたため、その後しばらくは、DCSは大きな関心を持た DCSに

その上場を認めるに至った。NYSEは八六年にSECに対して、DCSストラクチャを採用する会社の上場を 認める規則変更を提案する。SECはこれを認めず、八八年に企業がDCSを発行することを制限する証券取引 所法規則一九C―四を採用する。 回復を目指すNYSEが新興テック企業の上場誘致を目的にDCSストラクチャに対して寛容な立場をとってい DCSストラクチャを認めているNYSEへの上場を選択したため、これらの取引所も制限付きではあるものの、 マンチェスター・ユナイテッドが香港証券取引所(HKEx)やシンガポール証券取引所 その背景にアメリカ国内のみならず、世界的な取引所間競争がある。 最近の例としては、アリババ、 (SGX) ではなく、

提訴した。 の管轄でSECにはそれに密接に関わる議決権に影響を及ぼす規則の制定権限はないとして、 これに対して、経営者団体のビジネス・ラウンドテーブルは、コーポレート・ガバナンスに関する規制 コロンビア控訴裁判所 (the District of Columbia Court of Appeals)はこの主張を認め、一九九○年 規則の無効を訴え は州法

にこの規則は無効とされた。

え方が企業経営、 第一に、M&Aブームがピークに達した一九八○年代後半以降、エージェンシー理論、 このようなDCSストラクチャをめぐる規制上の推移をみると、直ちにいくつかの疑問が浮かんでくる。 その後、 この問題は州法と証券取引所の上場規則によって規制されることになった。(6) 経営学、 あるいは法律の各分野において支配的イデオロギーとなり、経営者は株主への説明責 株主価値経営という考

任や一般株主の保護を求められるようになった。「一株一票」という株主平等原則が半ば当然の前提とされたに

もかかわらず、実際には資本構造の面でそれに反する経営者行動が採られるようになった背景は何かということ

造の変化の下で、一般株主の権利を弱化させるDCSストラクチャが増加しているのは何故なのかである。 の後の展開は、機関投資家の持ち株の増加により、その企業経営への影響力も強まった。このような株式保有構 て大企業への経済力の集中と株主数の増加によって「所有と経営の分離」が生じたことを実証した。 第二に、株式保有構造の変化である。バーリー・ミーンズが一九三二年に『近代株式会社と私有財産』におい しかし、

DCSストラクチャを認めていないのは機関投資家の反対が強いためであるといわれている。(8) に対して、 強化するような動きに対しては、機関投資家の強い反対が生まれるはずである。現実に、 なったことを想起すれば、DCSストラクチャの増加はやはり奇妙な印象を与える。 を強く求められるようになった。この時期に、株主アクテビィズムが台頭し、企業経営者にとって重大な脅威と 説明責任からさらに進んで、九〇年代以降、経営者の監視やコーポレート・ガバナンスに対する義務 幾度かの企業スキャンダルを経て、機関投資家は出資者(年金や生命保険などの場合には、契約者) 創業者や経営者の支配権を ロンドン証券取引所が

は :時価総額で五兆ドルを占め、二○一五─一八年にはテック企業のIPOの三分の一を越えていることである(図 最後に、ここ数年、テック企業のIPOにおいてDCSストラクチャを採用する企業が増加し、二〇一五年に

表1参照)。

るといえるのである。 といえる。その意味で、株主価値と会社民主主義という伝統的意味が大きな変容の過程にあることを現わしてい ンを持ち成功している企業が株主に議決権を放棄してでも納得できるような価値を提案していることを示すもの するに、そのリバイバルは企業に対する見方や経営における広範な変容の兆候を示すものであり、 見矛盾するこれらの現象が、DCSストラクチャ採用企業の増加の背景にある構造的変化を表している。 要

たらしているかどうかは、改めて実証されるべき問題である。 しかし、 DCSストラクチャが現実にそのような合理的な結果をも

2 -CT企業の新規公開(-PO)とDCSストラクチャ

る例が増加している理由についてはいくつかの説明仮説が提示されて 近年、ICT企業がIPOに際して、DCSストラクチャを採用す

は、「効率的私的利益仮説」(the Efficient Private Benefits Hypothsis) Tallarita [2018]は、これらを三つの仮説に簡潔に整理している。

である。これはDCSストラクチャを採用するIPOは合理的かつ効

率的な交渉に基づくもので、投資家は低い議決権(あるいは無議決

デュアル・クラスIPOの割合 図表 1

件数·	テックIPO			非テックIPO		
割合	デュアル・	総IPO	デュアル・クラス	デュアル・	総IPO	デュアル・クラス
	クラスIPO	件数(B)	IPOの割合 (A/B)	クラスIPO	件数(D)	IPOの割合(C/D)
期間	(A) (件)	(件)	(%)	(C) (件)	(件)	(%)
1980-84年	7	361	1.94	14	603	2.32
1985-89	9	235	3.83	62	850	7.29
1990-94	20	456	4.39	94	1,264	7.44
1995-99	64	1,135	5.64	149	1,241	12.01
2000-04	29	382	7.59	39	380	10.26
2005-09	16	188	8.51	43	350	12.86
2010-14	20	204	9.80	68	425	16.00
2015-18	45	127	35.43	41	307	13.36
1980-2018	210	3,088	6.80	510	5,420	9.41

(出所) Ritter [2018]より作成

よう。

ŋ

ので納得して投資しているという訳である。これは投資家のDCSス

投資家は議決権の面で劣った株式であっても、その分株価が安い

トラクチャに対するコストと利益を考慮した、最も自然な解釈といえ

的なエージェンシー・コストの負担に見合っていると主張する。

つま

DCSストラクチャから生じる可能性のある追加

(創業者や経営者) よりも低い

価格

で取得できるから、

の株式をIPO以前からの所有者

て、 グー ジョンを追求するのを可能にし、株主価値を高めることによって株主の利益にも適うと主張する。 社の議決権の三七・六%、経営者チームと取締役が六一・四%の議決権を保有することになることを明らかにし Founder's IPO Letter)を添付している。その中で、二人の創業者とCEOのエリック・シュミットの三人で同 能を持つ創業者や経営者が、 A の圧力によって四半期の市場予想に合わせて長期的機会を犠牲にすることを避け、「この構造は私たちの経営チー グーグルやフェイスブックなど、急成長テック企業のIPOに際して創業者が株主に訴えたことである。 いつまで革新的な能力を保持し続けることができるかを不問にしていることで、説得力が大きく損なわれている。 が長期の革新的アプローチを追求するのを容易にするだろう」と述べている。もっとも、この主張は創業者が 第二は、「起業家仮説」(the Entrepreneurial Hypothesis)である。これはDCSストラクチャが図抜けた才 -グル 「私たちはグーグルの革新能力と最も際立った特徴を保持する能力を守るための経営構造を実現した」、外部 はバークシャー 創業者であるラリー・ペイジとセルゲイ・ブリンの名前で株主に当てた「創業者の手紙」(2004 ・ハサウェイのウォーレン・バフェットを参考にして、SECへの登録 短期志向の株主からのプレッシャーに煩わされることなく長期的視点で自らのビ 温出書 この主張は、 例えば、 (Form

を確保するという意味で、DCSストラクチャの主要な動機はそれに伴うエージェンシー・コストを負担せずに (低い議決権あるいは無議決権株主にそれを負担させることによって)、支配権の安定的な確保を目的とするとい 「非効率的要塞仮説」(the Inefficient Entrenchment Hypothesis) である。「要塞」とは支配の拠り所 このことから、DCSストラクチャにあらかじめ一定の期限を設けたり、特定のイベントの発生

(創業者や経営

経営能力の喪失など)にともなう制度の終了を定めるサンセット条項の必要性が主張されてい

る

者の死去や事故、

は誤って) うものである。明らかに、この仮説は前の二つの仮説とは異なり、 評価していることを前提にしている。 投資家がDCSの価格を非合理的に(あるい

の経営を容易にしているという主張は支持されないとしている。 と研究開発 がIPOの際に好んで主張する「起業家仮説」についてである。この一例として、DCSストラクチャ採用企業 前者が短期志向の株主の干渉を排して長期的観点から革新的経営を遂行するのを可能にするという、 がCEOである時に前者が採用される場合が多いなど、興味深い実証分析を提示しているが、特に示唆的なのは 分析結果は三つの仮説ともネガテイブな関係になっており、 Tallarita [2018]は、DCSストラクチャとシングル・クラス・ストラクチャのIPOを比較しながら、 (Research and Development)投資の関係についての分析結果は重要である。この関係につい DCSストラクチャが創業者による長期的観点から テック企業 ての

3 DCSストラクチャとコーポレート・ガバナンス (CG)

(CG)・コードが策定され、 わが国では、二〇一四年二月にスチュワードシップ・コード、翌二〇一五年六月にコーポレート 取締役会に複数の独立取締役を参加させることが義務づけられた。 ガバナンス

はエンロン事件が契機になっているが、 動きとみられることも多いようである。 七年になってようやくコードの制定に向けた動きが出てきたのが現状である。 こうした改革は先進諸国、特に英米の動きをお手本にしているため、しばしばアメリカでのCG改革に沿った コードの策定のお手本とされているのはイギリスで、 確かに、 内部統制システム構築の義務付けや独立取締役の導入について アメリカでは二〇

こうした状況であるため、アメリカではDCSストラクチャに対する反対は、 研究者を別にすれば、 機関投資

家評議会(Council of Institutional Investors、CIII)、および議決権行使サービスを提供するインスティチュー る。また、 ショナル の主張は明快で、DCSストラクチャは株主平等原則に反し、ガバナンス上重大な弊害があるということに尽き ・シェアホルダー・サービシズ(Institutional Shareholder Services、ISS)が中心である。これら 主要な指数もDCSストラクチャを採用している企業を組み入れることを制限している。(ヨ)

それを反証するための事実や実証的な分析結果が必要である。 を守る、保身のためにDCSストラクチャを採用しているのであれば、この主張は説得力を持つであろう。 し、実態はともかく、それを採用する企業は長期的な株主価値の向上に寄与すると主張しているのであるから、 確かに、 八〇年代の敵対的買収に対する防衛策のように、仮に創業者あるいは経営者(CEO)が自らの地位 しか

る。 期にわたって持続する保証はまったくないからである。それがゆくゆくは創業者の子供や孫にまで相続されると この関連で、永続的なDCSストラクチャの採用は長期的な株主価値向上という点で致命的な弱点を持ってい **驚異的な業績を達成しているテック企業のビジョンはあくまで創業者個人の属人的性格のもので、それが長**

なると、

虚構に過ぎないといわれても反論できないであろう。

ティング)も検討の価値があろう。 促進するために、 ということになる。また、少し趣旨は異なるけれども、株主の短期主義(Short-termism)を是正し長期保有を このようにみると、DCSストラクチャに期限を設けたサンセット条項を挿入することは極めて合理的である 保有期間に応じた議決権数の付与(テンニュア・ボーティングあるいはタイムフェーズド・ボー

イアコム(Viacom Inc.)の支配的株主であるサマー・レッドストーン(Summer Redstone)を取り上げる。レッ さて、この問題を分析したBebchuk and Kastiel [2017]は、最初に象徴的な事例として大手メディア企業のバ

退任させることはできず、前CEOは多額の金額と引き換えに同社を去ることで合意した。 に君臨してきた。しかし、長年取締役でもあった前CEOが、レッドストーンが深刻な肉体的かつ精神的な病気 ドストーンは一九八七年にバイアコムを敵対的買収によって手に入れると三年後にDCSストラクチャを採用 いとして、訴訟を起こした。しかし、発行株数の約九〇%を保有している一般株主はまったく無力であり、 を患っており、立つことも、歩くこともできず、読んだり、書いたり、あるいは首尾一貫して話すこともできな わずかな持株 (一○%)で議決権の七九・八%を保有し、 九三歳になった二〇一六年までの二六年間 同社

けている企業は近年少しずつ増えてはいるものの、 項の類型については、図表2を参照されたい)。 ないことは議論の余地がないほど自明である。それにもかかわらず、DCSストラクチャにサンセット条項を設 この例が示すように、たとえ有能かつ優れたビジョンを持った経営者といえども、それが未来永劫に続く訳で 一三九社中約半数の六二社にとどまっている(サンセット条(垣)

配 ンシー・ 配的株主 また、創業者のIPO時の持ち株が次第に低下し、より少ない持株比率で支配権を維持しているのは、エージェ コストを高める結果になっている。 (創業者) の持ち株比率をみると、平均してⅠPO時の三○%から二○一五年には一一・六%に低下し DCSストラクチャを採用している時価総額でみた上位一〇社の支

provision) 分と支配権 ド ·のクラスB株が常に四〇%の議決権を保持するという非変更(ハード·ワイアリング)条項(hardwiring の維持は、ガバナンス構造上、重大な問題をはらむだけではなく、エージェンシー・コストを高め企 は極端な例にしても、 DCSストラクチャが可能にしているキャッシュ・フロ ーに対する低い

業経営の効率性の実現にとって阻害要因となるであろう。

代初 故に そ 者 契機に、 続けると考えることは非現実的であるし、 価格であるから保有しているということになろう。 61 良 ス ナンス改革 いえな 13 れに反するような議決権に格差をつけたデュ \hat{o} のビジ ない 素直 r V 際に、 はって事業の 資本市場の機能を考えれば、それで問題がない 九八〇年代 のであろうか 頭 このベ エア に解釈すれば、 0) 61 (ある 株主 彐 工 スムーズに事業の継続性を確保する仕組みを ンに が 創業者がい ン (DCS)・ストラクチ クト 価 進められてきた。 口 1共感 は議決権 値 0 根幹が揺らぐこともあるからである ル 向 を初めとする企業会計スキャン Μ 0) 上 & つまでも革新的なビジョ 株主は低 向きが逆の動きはどう A ブ 0 それに見合った合理 0 取組み、 な 1 -ムを経 , A しかし、 61 株式であっても、 議決権 ヤ コー て、 0) 採 その一 ポ また二〇〇 しか与えら その死去や 用 レ 理 が 1 的 方で、 ンを持 解 増 ĺ ダ す 加 低 とは) 年 しか 創業 n ガ ル n 13 ラ

デュアル・クラス・シェア(DCS)・ストラクチャの類型 図表2

7

バ

議決権種類株のタイプ	導 入 企 業 例			
一株に付与される議決権数に差	クラスA、クラスBの議決権の割合が1対10が多い			
異を設ける	が、無議決権株を発行する例もある(Alphabet			
	(googleの親会社)、Snap、Viacom、Visaなど)			
保有期間により一株の議決権に	過去30年間で12社が導入。そのうち、7社は既に廃			
差異を設ける(テンニュア・ボー	止(注)。Aflac, The J.M. Smucker Co. (保有期間 4年			
ティングあるいはタイムフェー	までは1議決権、それを越えると10議決権)など			
ズド・ボーティング)				
クラス株毎に議決権のシェアが	Ford Motor(クラスB株が常に40%の議決権を保			
割り当てられる	持(非変更(ハードワイアリング)条項)) など			
クラス株毎に選任できる取締役	NIKE(クラスA株が取締役数の75%を選出、クラ			
の数を決める	スBが25%を選出)New York Times(クラスA株、			
	30%を選出、クラスB株、70%を選出)など			
サンセット (期限) 条項の有無	現在は、Alteryx (2027年まで)、Bloom Energy (2023			
	年まで)、Slack Technologies (2029年まで)、			
	Smartsheet (2025年まで)、Zuora (2028年まで)			
	など			

⁽注) Berger et al. [2016]による

⁽出所) Council of Institutional Investors (CII) [2019] Dual Class Companies List, Septemberより作成

不可欠の措置であろう。

注

1

- DCSは議決権数の異なる二種類の株式だけではなく、三種類以上の株式や取締役の選任権についての制限のある株 わが国では「種類株式」(会社法一〇八条)と呼ばれている。 式など、株主権に様々な制限を設けた複数の株式を発行している構造を包括的に指して使われている
- 2 この節は、Bainbridge [1991], [2007], [2017]に拠っている。
- 3 Tallarita [2018]
- 4 一九八五─八八年には、複数議決権を持つ株式を発行している会社は一一九社から三○六社に増加した(Tallarita
- 5 Company Manual, 313.00; Voting Rights, Nasdaq Stock Market Equity Rules, 5640, IM-5640, Voting Rights Policy)° Huang [2017]。なお、現在のNYSEとNasdagの規則はサンセット条項について何の規定も設けていない。唯 めたが、その際に上場の条件とされた条件は「ワング方式」(Wang formura)と呼ばれ、その後、二二社がワング めていれば上場を認めた。AMEXは一九七六年にDCSストラクチャのワング(Wang Laboratories) 軟な対応をしていた。AMEXは無議決権株の上場は認めていなかったが、取締役会の半数以下を選任する権利を認 NYSEは一九二〇年代から八〇年代中頃までDCSの上場を禁止していたが、AMEXとNasdagはもっと柔 既存株主の議決権の希薄化をもたらすような種類の株式の発行を禁止しているだけである(NYSE, Listed の上場を認

一九八五年九月三○日時点でのDCSストラクチャを採用する上場企業数は、NYSEが一○社、AMEXが六○社 当支払い上の優先権を付与することなどの条件を満たせば、DCSストラクチャの上場を認めるものであった。なお、 い数の取締役を選任する権利を認めること、議決権の割合は一○対一以上にならないこと、低い議決権の株式には配 ストラクチャを採用する企業もあった。ワング方式は、議決権を制限された株式には取締役会の四分の一を下回らな 方式に従ってIPOを行った他、七社が資本構造をDCSストラクチャに変更した。また、買収防衛策としてDCS

- Ν asdaqが一一〇社であった(Winden [2018], pp. 864-65)。
- 6 とはいっても、SECは自主規制機関(SRO)の規則を承認する権限があるから、間接的には影響力を行使できる。 一九九〇年に規則一九C—四が失効した後は、SECはSROに対してDCSストラクチャに対して抑制的に運用す

(Bainbridge [1991], III, B. Regulating Corporate Governance through the Back Door)°

(下) Tallarita [2018]

ることを誘導した

- (∞) Huang [2017] (∞) Tallarita [2017]
- 10 Arugaslan et al. [2010]も、DCSストラクチャを採用している企業が、IPO後の一ないし三年の間に、シングル・

また、Jakson [2018] は、 クラス・シェアの企業よりも研究開発投資が多いとはいえないという実証結果を提示している。 永続的DCSストラクチャとサンセット条項付きのDCSストラクチャを比較して、

I P O

後の一―二年は前者のトービンのQの方が高いものの、その後は低下し、 後者のトービンのQの方が高くなることを

11 機関投資家と運用会社の一六社 (運用資産額の合計一七兆ドル)が「インベスター・スチュワードシップ・グループ」

指摘している

- (ISG)を組織し、スチュワードシップ・コードとCGコードを策定した(Investor Stewardship Group [2017].
- Corporate Governance)。後者の原則二で「株主は経済的持分に比例した議決権が付与されるべきである」と一株一
- 12 CIIの一株一票の原則を支持する文書は、[2019]. Dual Class Stock、またデュアル・クラスIPOなどのデータの 票の原則を謳っている。
- [2016], Controlled Companies in the Standard & Poor's 1500、でDCSのパーフォマンスとリスクを分析している。 提供も行っている。ISSは、[2012], Tragedy of the Dual Class Commons、でDCSストラクチャの批判を、
- 除している。そして、MSCIは指数の計算に当ってウェイトを引き下げている(PwC's Deals Blog [2018], Dual DCSストラクチャ企業を排除している。FTSEラッセル指数は浮動株が全議決権の五%未満のすべての企業を排

class IPOs Are on the Rise: Tech Unicorns Jump on Board this New Trend, July 18)°

三つの主要な指数はデュアル・クラスIPOを組み込むことを制限している。S&Pダウジョーンズ指数はすべての

<u>13</u>

- 14 NYSEのデータによれば、一九六○—八○年の投資家の保有期間は三─五年であったが、一九九○年には二年、二 入する際に問題になるのは、機関投資家はストリート・ネームで保有しているため、正確な保有期間を確認するのが ○○○年代中頃には一年以下になり、二○一六年にはわずか一七週間に短期化している。ただし、このスキームを導
- 技術的に難しいことである。過去三〇年間にこのスキームを採用した例が一二社に止まっている理由であろう

[2016])。もっとも、この問題は近年のブロックチェーン技術を応用することによって解決可能ともい

- デラウェア州で取組みが進められている(Edelman et al. [2019], pp. 1005-08)。
- 15 この問題についての包括的な分析はWinden [2018]を参照されたい。サンセット条項の内容 営担当能力の欠如など)については、Appendix B, F、およびGを参照されたい。 (期限、 死去あるいは経

参考文献

- 艶紅 [二〇一七]、「アメリカ上場会社におけるデュアル・クラス・ストラクチャーをめぐる諸問題」、『比較法学』五一巻
- 吉川浩史[二〇一八]、「米国で活発化する議決権種類株式の上場に関する議論」、『野村資本市場クォータリー』Winter
- Arugaslan O., Cook D.O. and Kieschnick R. [2010], "On the Decision to Go Public with Dual Class Stock", Journal of Corporate
- Bainbridge S.M. [1991], "The Short Life and Resurrection of SEC Rule 19c-4", Washington University Law Quarterly, Vol. 69 [2007]. "The Scope of the SEC's Authority over Shareholder Voting Rights", UCLA School of Law Research

Paper, No. 07-16, May (https://ssrn.com/abstract=985707)

- Bebchuk L.A. and Kastiel K. [2017]. "The Untenable Case for Perpetual Dual-Class Stock". The Virginia Law Review, Vol. [2017], "Understanding Dual Class Stock Part 1, An Histrical Perspective", ProfessorBainbridge. com, Sep. 9
- 103, June (https://ssrn.com/abstract=2954630)
- Berger D.J., Solomon S.D., and Benjamin A.J. [2016], "Tenure Voting and the U.S. Public Company", Berkeley School of Law and Wilson Sonsini Goodrich & Rosati (the Advisory Group), March 1
- · Condon Z. [2018], "A Snapshot of Dual-Class Share Structures in the Twenty-First Century: A Solution to Reconcile Shareholder Protections with Founder Autonomy", Emory Law Journal, Vol. 68

(27)

- Dallas L.L. and Barry J.M. [2016], "Long-Term Shareholders and Time-phased Voting", Delaware Journal of Corporate Law,
- Edelman P.H., Jiang W., and Thomas R.S. [2019], "Will Tenure Voting Give Corporate Managers Lifetime Tenure?", Texas Law Review, Vol. 97: 991
- · Gompers P.A., Ishii J. and Metrick A. [2008], "Extreme Governance:An Analysis of Dual-Class Firms in the United States", May, (https://ssrn.com/abstract=562511)
- · Hu V., Mehta H., Mittal S., and Wheeler J. [2012], "Dual-Class Share Structures in Silicon Valley: Facebook, Inc." Dec. 13
- Huang F. [2017], "Dual Class Shares around the Top Global Financial Centres", Journal of Business Law, Vol. 2
- · Jackson R.J. Jr. [2018], "Perpetual Dual-Class Stock: The Case against Corporate Royalty", SEC, Speech, Fe. 15
- · Nicholas B. and Marsh B. [2017]. "Dual-Class: The Consequences of Depriving Institutional Investors of Corporate Voting Rights", Harvard Law School Forum on Corporate Governance and Financial Regulation, May 17
- · Papadopoulos K. [2019]. "ISS Discusses Dual-Class Shares: Governance Risks and Company Performance", The CLS Blue Sky Blog, July 1
- Ritter J.R. [2018], Initial Public Offering: Dual Class IPOs, Dec. 31
- Tallarita R. [2018]. "High Tech, Low Voice: Dual-Class IPOs in the Technology Industry", Harvard Law School, Discussion Peper, No. 77
- Wasserman N. [2008], "The Founder's Dilemma", Harvard Business Review, Feb.

· Winden A.W. [2018], "Sunrise, Suset: An empirical and Theoretical Assessment of Dual-Class Stock Structures", Columbia

Business law Review, Vol. 2018, No. 3, Mar

(さが たかお・名誉研究員)